

青森県報

第三千五百号

平成二十四年
二月十三日
(月曜日)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (同) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による障害者支援施設の指定…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による相談支援事業者の指定…………… (同) …… 一
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の相談支援事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 一
- 家畜伝染病の発生…………… (畜産課) …… 三
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出…………… (下北地域民局) …… 三

告 示

青森県告示第九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ゆりのき薬局浪打店	青森市合浦二丁目一の一四	平成二十四・二・一

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を廃止年月日	
			名 称	所 在 地
特定非営利活動法人来夢の里	八戸市大字櫛引字白田二の五	就労移行支援	特定非営利活動法人来夢の里	八戸市大字新井田字常光田二の五
社会福祉法人内潟療護園	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	身体障害者通所療護施設	身体障害者通所療護施設内潟療護園	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三
社会福祉法人桐の里	青森市大字駒込字桐ノ沢一七九	知的障害者通所施設	知的障害者通所施設桐の里	青森市大字駒込字桐ノ沢一七九

青森県告示第九十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

青森県告示第九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
さくら園	弘前市大字独狐字山辺一八三	平成二〇・二・一

青森県告示第九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 相 談 支 援 事 業 者	相 談 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地
主たる事務所の所在地	所 在 地	
社会福祉法人七戸福祉会	相談支援事業所城西の杜	平成二四・二・一
上北郡七戸町字太田野一九の四	上北郡七戸町字高屋敷の一	

青森県告示第九十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

次のとおり指定相談支援事業者から相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変 更 年 月 日
		名 称	主たる事務所の所在地	
	有限会社竹洞 介護あしすと	下北郡東通村 大字白糠字赤平六七九	障害者相談支援事業所 あしすと	平成二〇・二・一
		下北郡東通村 大字白糠字赤平六七九		

青森県告示第九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発 生 年 月 日
ヨ一ネ病	牛	患者	七	十和田市	平成二四・二・一六

青森県告示第九十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条第一項の規定によ

る同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
加入区の名 六ヶ所 発起人の住所及び氏名 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地一 中 岫 武 満 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂六番地四 高屋敷 喜代一 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一番地 高松 政 二	期 間 平成二十四年二月十三日から同月二十七日まで 場 所 六ヶ所村漁業協同組合

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭